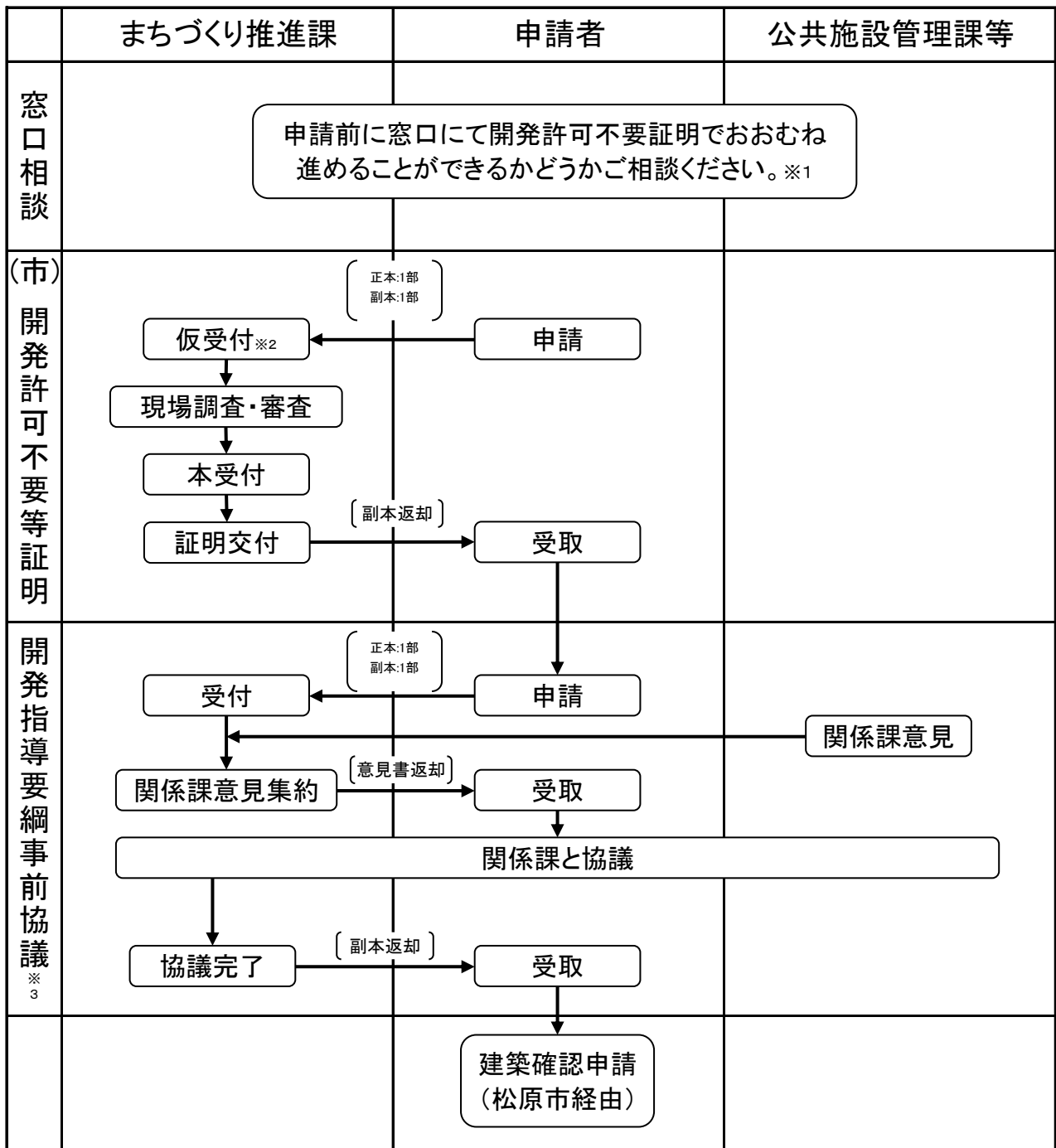


【開発許可不要等証明(市街化区域)】手続きの流れ



《注意事項》

- ※1 開発許可不要として証明されることを確約するものではありません。
- ※2 現場調査・審査後、開発許可不要として証明が可能となってから本受付となります。
- ※3 増築等で開発指導要綱事前協議対象外の場合があります。

※申請書類は、全て紙ファイルで綴じて提出してください。